

# 第6次敦賀市総合計画

## 基本構想

敦賀市総合計画審議会

# 目 次

1	目的	1
2	目標年度	1
3	基本理念	1
4	将来都市像	2
5	将来指標と土地利用構想	3
	(1) 将来指標	
	① 将来人口の見通し	
	② 産業構造	
	(2) 土地利用構想	
6	基本目標	6
7	市民とともに進めるまちづくり	8

# 敦賀市総合計画基本構想

## 1 目的

この基本構想は、平成 32 年度（2020 年度）における将来都市像等を定め、本市の実施する全ての施策が長期的に目指すべき大綱とします。

## 2 目標年度

この基本構想は、平成 32 年度（2020 年度）を目標年度とします。

## 3 基本理念

我々は、天然の良港である敦賀港に代表される海陸交通の要衝という立地特性を発展の礎として、今日の穏やかで豊かな敦賀を築いてきました。

現在、地方分権が進展する中で、直面する人口減少をはじめとした激しい社会環境の変化に対して、特色を活かしながら、自立的に発展することが求められています。

そのため、我々一人ひとりが、この敦賀の担い手であるという自覚と責任をむねに、一丸となって、自らの力で未来を切り拓き、人と文化がきらめく交流拠点都市を築いていくことを基本理念とします。

## 4 将来都市像

この十数年の間、本市は、第5次敦賀市総合計画に定める「世界とふれあう港まち 魅力あふれる交流都市 敦賀」という将来都市像のもと、国内外の交流の促進による各分野の発展と魅力の創出を目指し、これまでの取組の中でその実現を着実に進めてきました。

そこで、今次の基本構想においては、これまでの取組、基本理念そして本市の課題を踏まえ、将来都市像を次のとおりとします。

### 『世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀』

本市が、「魅力あふれる交流都市」から、さらなる飛躍を実現するために、海陸交通の要衝としての立地特性を十分に発揮することで、国内外の各地域をつなぐ交流拠点となることを目指します。

そして、国内外の交流拠点としての本市を舞台とした、市民一人ひとりの主体的かつ責任ある取組を原動力に、福祉、産業、教育等の様々な分野の発展を図るとともに、多様な人々とのふれあいによって、様々な価値観を受け入れることができる独自の文化を育み、交流拠点都市としての自立を確立することで、本市の魅力を一層高めていきます。

さらに、このことが国内外の様々な人々を引きつけ、各分野における新たな展開とさらなる自立的な発展を生むという「発展のサイクル」の形成を促します。

こうしたことに、我々が一丸となって取組むことによって、直面する重要課題を克服し、次のような敦賀を築きます。

### (1) ぬくもりと豊かさに満ちた住みよいまち

人口減少が進み、成熟化する社会に対応したまちづくりに向けた各種取組を充実させることで、本市の実情に即したいきいきとした地域社会を形成し、本市に住む全ての人々が、ぬくもりと豊かさを実感することができる住みよいまち。

### (2) 安心して働き、暮らすことができる活力にあふれるまち

社会環境の変化に対応することができる、活発で厚みのある産業構造を持ち、安心して働き、暮らすことができる活力にあふれるまち。

### (3) 新たな価値を生み出す創造的なまち

海陸交通の要衝として、東アジア地域や、京阪神・中京大都市圏や周辺地域との広域的な連携を図りながら、本市に期待される役割と可能性を発揮することで、人・物・情報が集まり、新たな産業や文化等を生み出し、発信する創造的なまち。

## 5 将来指標と土地利用構想

### (1) 将来指標

#### ① 将来人口の見通し

わが国全体で人口減少が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後 10 年間で、わが国全体では約 3%、また福井県では約 5%の人口減少が予測されています。

本市においても、前期基本計画終了期の平成 27 年には平成 21 年と比較して、約 1,500 人（約 2%）減少の約 67,400 人、今次総合計画終了期の平成 32 年には約 3,400 人（約 5%）減少の約 65,500 人となることが予測されます。

このような中、本計画の将来都市像の実現により、前期基本計画終了期の平成 27 年の将来人口を 68,000 人、今次の総合計画終了期の平成 32 年の将来人口を 67,000 人と見通します。この主な増加要因として、産業の充実や市民生活の向上、そして舞鶴若狭自動車道をはじめとした広域交通網の展開を背景とした交流圏の拡大が挙げられます。

将来人口の見通しについては、これらのことが総合的に取組まれることによって実現することとします。

#### 将来人口

(単位：人)

区 分	平成21年	平成27年	平成32年
将来都市像を実現した場合の将来人口	68,879	68,000	67,000
14歳以下人口（年少人口）	10,063	9,300	8,800
15歳～64歳人口（生産年齢人口）	43,576	41,400	39,800
65歳以上人口（高齢人口）	15,240	17,300	18,400
これまでの動向を踏まえた将来人口	68,879	67,400	65,500
14歳以下人口（年少人口）	10,063	9,200	8,500
15歳～64歳人口（生産年齢人口）	43,576	41,100	38,900
65歳以上人口（高齢人口）	15,240	17,100	18,100

※外国人を含む推計値、ただし平成21年については9月30日現在の実数値

## ② 産業構造

急速な少子化及び高齢化を背景とした人口減少の中で、就業者数全体も同様に減少傾向にあります。将来都市像を実現した場合の将来人口をもとに、産業構造の将来を見通し、第1次、第2次、第3次産業ともに横ばいあるいは微減傾向にとどめることとします。

### 産業構造（就業者数）

（単位：人）

区 分	平成21年	平成27年	平成32年
第1次産業	900	800	800
第2次産業	10,400	10,200	9,800
第3次産業	22,700	22,100	21,500
総 数	34,000	33,100	32,100

※国勢調査による推計値

## (2) 土地利用構想

近年、核家族化や単身世帯の増加による世帯数の増加やモータリゼーションの進展、そして大規模集客施設をはじめとした商業施設等の郊外化によって、市街地のにぎわいの低下や豊かな自然環境の喪失が進む危険性があります。

このようなことから、これからの本市の土地利用構想として、大きく都市的地域と非都市的地域に区分し、それぞれの地域の個性と役割分担に基づいて、次のとおりとします。

### ① 都市的地域における土地利用

急速な少子化及び高齢化による人口減少が進む中で、都市の持続可能性等の観点から、これまでの開発と拡大によるまちづくりからの転換が求められています。

そこで、生活に必要な機能を歩いて行ける範囲に集約するコンパクトで住みよいまちづくりを進めるとともに、都市としての活力とにぎわいを創出するために、海陸交通の要衝としての本市の立地特性を活かした活発な産業活動を支援する、交流拠点都市にふさわしい、計画的な土地利用を推進します。

### ② 非都市的地域における土地利用

非都市的地域において、多くは森林地域、あるいは農業地域が広がっています。

これらの地域においては、本市の豊かな自然環境を育む地域であると同時に、暮らしに彩を与えるレクリエーション機能を持っています。

このような非都市地域においては、土地利用調整条例等の規制誘導策によって、郊外における野放図な開発行為等を抑制することで、将来世代の財産となる自然環境の保全に努めるとともに、将来における土地利用の選択の余地を残すこととします。

## 6 基本目標

今次の基本構想においては、市民一人ひとりの主体的かつ責任ある取組が、自立的な発展の原動力となって、市民の定住と市外の住民の移住を促す「発展のサイクル」を形成することで、将来都市像の実現を目指すこととしました。

そこで、この実現のため、自立的な発展の原動力として位置づけた市民の思いを尊重しつつ、どのように施策を展開すべきかといった視点で、本市の基本目標を設定することとします。

### (1) ぬくもりに満ちたまちづくり

安心して子どもを育てることができる環境を創りあげるとともに、子どもからお年寄りまでのあらゆる世代や立場の人々が、住み慣れた地域や家庭の中で、喜びと生きがいをもって日々の暮らしを送ることができるように、地域社会の支え合いを基盤とした福祉社会の実現を目指します。

このことによって、本市に住む全ての人々が、やさしさとぬくもりを実感することができるまちづくりを推進します。

### (2) 豊かさに満ちたまちづくり

生活道路をはじめとした基礎的な居住環境の基盤を整えながら、敦賀港や歴史的な街並みを活かした風格ある市街地の再整備を行うとともに、計画的な土地利用のもとで、それぞれの地域の役割分担とバランスに配慮した開発と自然環境との調和と共生を実現することによって、本市に住む全ての人々が豊かさを実感することができるまちづくりを推進します。



### (3) 安心安全なまちづくり

急速に高齢化、核家族化が進行する中で、求められる新たなニーズに迅速に対応するため、地域医療・保健・福祉体制の充実を図ることで、安心して市民生活を送ることができる社会基盤の充実を図ります。

また、原子力発電所の立地自治体として、その安全対策の充実強化を国や事業者に強く求めるとともに、地域のつながりを基盤とした消防・防災体制の確立や交通安全対策の強化により、市民生活の安全の確保を図ります。

### (4) 活力にあふれるまちづくり

社会環境の変化に対応するために、積極的な各種産業振興策により、たくましく厚みのある産業構造を構築するとともに、敦賀港やエネルギー産業といった本市にしかない強みを活かし、競争力の高い、安定的な経済基盤を確立することで、本市に住む全ての人々が安心して働き、暮らすことができる環境を創出します。

さらに、産業や歴史・文化といった本市固有の資源を活かした観光振興策を展開することによって、活力にあふれるまちづくりを推進します。

### (5) 心豊かな人を育むまちづくり

未来の敦賀を築く子どもたちに対して、確かな学力の育成に加えて、郷土愛の醸成に取組み、子どもたちの健やかな成長を実現することができる教育を推進するとともに、文化、芸術、スポーツ活動の発展を図っていきます。

このことによって、交流拠点都市としてふさわしい多様な価値観を受け入れることができる、豊かでおおらかな市民性と文化を養い、本市に住む全ての人々が国内外から訪れる様々な人々とともに、自分らしく生きていくことができる、心豊かな人を育むまちづくりを推進します。

## 7 市民とともに進めるまちづくり

地方分権に向けた取組が重視される中で、人口減少の進行をはじめとした激しい社会環境の変化に自立的に対応し、将来の敦賀を築いていくためには、行政だけでなく、市民一人ひとりの主体的かつ責任ある取組が必要になります。

そこで、市民の信頼に応える効率的な行政運営を行うことはもちろんのこと、まちづくりへの市民参画の体制を整えることにより、自立的な発展に向けた全ての基本目標に、市民と行政が協働し、ともに手を携えて取組んでいくことができる一層開かれた地域社会の実現を目指します。